

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り、より一層働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年7月1日～2028年6月30日までの2年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性従業員・・・取得率を100%にすること

女性従業員・・・取得率を100%にすること

<対策>

- 2026年7月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制など）・実施。
- 2027年5月～ 育児休業取得開始日から7日間を有給とする制度を導入する。

目標2：全社員の年次有給休暇の取得率を一人当たり年間75%以上とする。

<対策>

- 2026年7月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 2026年8月～ 飛石連休や長期連休での有給休暇の利用促進を図る。
- 2027年4月～ 年次有給休暇の取得計画を策定する。